

株券電子化への対応 (発行会社編)

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.20

【要約】

- 2009 年 1 月には、上場会社の株券についても一斉に株券不発行制度に移行することが予定されている。
- それに伴い発行会社でも株券電子化に向けた手続が必要となる。例えば、新しい振替制度の利用同意、特別口座に関する公告・口座開設・口座記録などである。
- 加えて、法令上義務付けられている訳ではないが、保振預託の促進、制度の周知、所在不明株主・失念株主への対応なども円滑な制度移行のためには、発行会社の協力が欠かせない事柄である。

はじめに

- 2004 年 6 月に成立・公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、株式等決済合理化法)により、「株券不発行制度」が導入されている。
- 「株券不発行制度」とは、株式の発行・流通・消却などの全てのプロセスにおいて、「株券(券面)」を不要とする会社法上の制度である。現時点では、上場基準などとの関係で、実際に株券不発行制度を採用できるのは、未公開会社に限られている。
- しかし、2009 年 1 月には、上場会社の株券についても一斉に株券不発行制度に移行することが予定されている。その際、上場株式の発行・流通・消却などについても新しい「株式振替制度」に基づくシステムの下、全面的な「株券電子化」を実現することとされている。
- それに伴い発行会社¹でも、株券電子化に向けた手続が必要となる。本稿では、発行会社の立場から、株券電子化に向けて必要とされる対応について検討する。

1. 法令上、発行会社に求められる手続

- 株券電子化に向けた移行手続の流れをまとめると概ね次の図表のようになる。

¹ 本稿では、特に断らない限り、上場会社である発行会社について解説する。なお、未上場会社については、ここでいう株券電子化の対象とはならず、定款自治によって株券不発行制度の採用・不採用を選択可能となっている。

図表 移行スケジュール

1ヶ月前	新制度についての振替機関に対する同意（発行会社、機構） 特別口座に関する公告（発行会社）
1ヶ月前～2週間前の前日	質権者・証券会社による保振預託の特例（質権者、証券会社、機構）
2週間前の前日	保振預託の期限
2週間前～一斉移行日の前日	保振預託株券の交付不可（株主、機構） 略式質権者からの株主名簿記載申請（質権者、発行会社）
一斉移行日 （及びその後）	みなし定款変更（発行会社） 口座の転記（機構、証券会社等） 実質株主通知と株主名簿の変更（発行会社、機構） 特別口座の開設・記録（発行会社、機構、金融機関）

- これらのうち、発行会社に関係する主なポイントを挙げると次の通りとなる²。

振替機関に対する振替制度利用の同意
特別口座に関する公告
みなし定款変更
実質株主通知の受領と株主名簿の変更
特別口座の開設と記録

- 以下、これらの事項について解説する。

(1)振替機関に対する振替制度利用の同意

- 発行会社は、証券保管振替機構に対して、一斉移行日の1ヶ月前までに、新しい株式振替制度を利用する旨の同意を行うことが求められる。この同意が行われることで、旧制度から新制度への引継ぎが円滑に行われることとなる（株式等決済合理化法附則7）。

(2)特別口座に関する公告

- 発行会社は、一斉移行日の1ヶ月前までに、「特別口座」に関する「公告」を行うことが義務付けられている（株式等決済合理化法8）。具体的には、以下の内容の公告を行うこととなる。

証券保管振替機構に株券を預託していない株主等について、特別口座の開設・記録を行うために必要な通知を証券保管振替機構に行う旨
特別口座を開設する金融機関の名称・住所

- 証券保管振替機構に預託をせず、最後まで株券を手元に持っている株主は、この公告内容を確認することで、自分の権利が保全されている金融機関を確認できることになる。

² 厳密には「略式質権者からの株主名簿記載申請」も発行会社に関連するが、主として質権者に関する手続であることから、ここでは割愛した。

(3)みなし定款変更

- 株券電子化の一斉移行日において、発行会社は、同日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされる(株式等決済合理化法附則6)。つまり、「みなし定款変更」によって、会社法上も、株券不発行制度に移行したものと取り扱われるのである。
- なお、「定款の変更の決議をしたものとみなされる」ことから、実際に定款変更の株主総会決議が行われなくても、法律上、定款変更があったものとして取り扱われることとなる。ただ、実務上は、次の株主総会において、「当会社は株券を発行するものとする」といった定款規定を削除するなど、形式的な定款変更手続が行われるものと予想される。

(4)実質株主通知の受領と株主名簿の変更

- 現行の証券保管振替制度の下では、預託した株式の名義は、株主名簿上、証券保管振替機構名義となっている。そのため、議決権や配当などの基準日ごとに「実質株主通知」というものが行われる。これは、証券保管振替機構名義となっている株式の本当の所有者が誰であるのかを、発行会社に伝達する制度である。発行会社では、この実質株主通知に基づいて、(本来の株主名簿とは別に)実質株主名簿を作成し、証券保管振替機構名義株式の本当の所有者を把握することとなる。
- これが新しい株式振替制度の下では、全ての株主のデータは、振替機関(証券保管振替機構)のデータベースで管理されることとなる。そのため、従来のように証券保管振替機構に預託されている株券について、(本来の株主名簿とは別に)実質株主名簿を作成して管理する必要性がなくなるのである。
- これを受けて、新制度では、実質株主名簿制度自体が廃止されることとなっている。その結果、株券電子化で新制度に移行することに伴い、旧制度の下での(本来の)株主名簿と実質株主名簿を照合し、一本化する作業が必要となる。
- 具体的には、一斉移行日の前日が、旧制度に基づく最後の実質株主の確定基準日ということになる。証券保管振替機構では、その時点で同機構に株券を預託している株主を確定した上で、旧制度に基づく最後の実質株主通知が行われることとなる(株式等決済合理化法附則6)。
- 発行会社では、受領した最後の実質株主通知に基づいて、証券保管振替機構名義となっている株式について、本来の株主の名義に変更することとなる。これによって、従来の株主名簿と実質株主名簿が一本化されることとなる。

(5)特別口座の開設と記録

- 前記(4)での実質株主通知と株主名簿の照合・確認を経た上で、発行会社は、最終的に証券保管振替機構に株券を預託していなかった株主等(通知対象株主等)を割り出す。そして、それらの株主等の権利を保全するための特別口座の開設・記録手続を行うこととなる。
- 即ち、前記(2)の公告で指定した金融機関に、それらの株主等のための口座開設の申出を行う(株式等決済合理化法附則8)。そして、それらの株主等の氏名・名称、住所、保有する株式数などが開設した口座に適切に記録されるように、振替機関(証券保管振替機構)を通じて通知を行うのである(同8)。

2．様々なケースへの対応

(1)スムーズな制度移行のために発行会社に求められる対応

- 前記１．のように、法令上、発行会社に求められる手続・対応といっても、実際は、同意書の提出や公告手続など、ほとんどは事務的な手続である。しかも、株主名簿の変更や特別口座の記録などは、実務上、株主名簿管理人である信託銀行等に大部分の作業を委託することも多いと予想される。
- ただ、発行会社としては受身に与えられた事務処理のみを行っておけばよいのか、というところも必ずしもそうではないだろう。もちろん、法令上の義務という訳ではないが、株券電子化をスムーズに実施するためには、発行会社にも様々な役割が期待されていると言えるだろう。

証券保管振替機構への預託促進

- 最終的に証券保管振替機構に株券を預託していなかった株主等の権利保全、即ち、特別口座の開設・記録は、基本的に発行会社を中心になって進めることとされている。また、前述のように、特別口座の開設・管理のためのコストも基本的には、発行会社の負担となるものと考えられている。
- その結果、現物の株券を保有する小口株主が多数いるような場合、発行会社にとって株券電子化への移行手続の事務負担・コスト負担が大きなものとなる可能性が高い。その意味では、事前に株主を証券保管振替機構預託に誘導することが、発行会社についても株券電子化をスムーズに実施する上で望ましいことだと言えるだろう。
- 実際、今年の株主総会や配当の通知に株券電子化に関するパンフレットを同封した企業が多数あったのも、こうした点を裏付けているだろう。今後も、制度の周知や証券保管振替機構への預託促進には、発行会社の協力が欠かせないと言えるだろう。

特別口座の周知

- 証券保管振替機構に株券を預託していない株主が、自分の権利が保全される予定の金融機関を知るためには、前記１．(2)の「特別口座の公告」の内容を確認する必要がある。ところが、会社の公告方法が、日刊新聞紙への掲載であるとすれば、その会社の株主としては同じ日刊新聞紙を購読していなければ、「特別口座の公告」を確認することはできない。また、会社の公告方法が電子公告であるとすれば、その会社の株主としてはインターネットへの接続環境がなければ、「特別口座の公告」を確認することはできない。
- もちろん、発行会社の立場からは、特別口座に関する公告を実施すれば、法令上の義務は果たせたことになる。しかし、それだけでその会社の株主に十分に特別口座に関する情報が周知されたということとはできない。発行会社には、公告以外にも株主（特に「公告」を見逃した株主）に対して適切な対応を行うことが望まれるだろう。

(2)株券失効手続中の場合の対応

- 株主が保有する株券を紛失・滅失などした場合には、その株券の効力を失効させる手続（株券失効手続）が必要とされている（会社法 221 など）。この手続に従って、株主が株券喪失登録を行ってから、実際に株券の効力が失効されるまでには１年間かかることになる（会社法 228）。問題は、この株券失効手続期間中に株券電子化の一斉移行日が到来した場合、どのような対応が必要か、ということである。

- このような場合、発行会社としては、株券失効手続期間（１年間）が満了して株券の効力が失効するか、その株券を所持する別の者が出現して株券失効手続が中断されない限り、その株式について特別口座の開設・記録手続を行うことはできないとされている（株式等決済合理化法附則９）。
- つまり、株券失効手続が継続中の発行会社の場合、その手続が満了又は中断しない限り、株券電子化への移行手続は完了できないということになる。その意味では、株券を紛失・滅失した株主に対しては、出来るだけ早く株券失効手続を行うように呼びかける必要があるだろう。

(3) 所在不明株主への対応

- 音信不通となっている所在不明株主であっても、株主名簿に記載がある以上、発行会社としては特別口座の開設・記録手続は行わなければならない。そのため、特に歴史が古く、多数の所在不明の小口株主や单元未満株主が存在する会社の場合、それだけでかなりの事務負担・費用負担が必要となる可能性が高い。
- その意味では、株券電子化前に、利害関係人の意義申立の機会を確保するための公告・催告を行った上で、所在不明株主の株式を発行会社が処分できる会社法上の制度を活用することも一つの方法であろう（会社法 197、198）³。

(4) 制度移行後に失念株主が現れた場合の対応

- 株主の権利を保全するための特別口座は、あくまでも株主名簿上の記録に基づいて開設・記録が行われる。そのため、実際に株券を所持する株主が、株主名簿の名義書換を失念したまま株券電子化を迎えた場合、その失念株主については権利が保全されないこととなる。
- 株券電子化によって所持する株券が無効となったことを知った失念株主が、証券会社などに接点を持たない場合、まず相談に訪れるのは発行会社である可能性が高いと言えるだろう。
- つまり、発行会社としては株券電子化後も失念株主からの相談が寄せられることを想定しておく必要があるということである。前述の「失念株主の救済措置」があることを伝えたり、特別口座が開設された金融機関に相談することを勧めたり、といった対応ができる体制を整備しておくことが求められるであろう。
- 加えて、こうしたケースでは、株主名簿上の名義株主の行動によっては、失念株主の権利が喪失される危険性がある⁴。本来であれば、こうした株式の帰属やその後の損害賠償を巡るトラブルは、失念株主と名義株主との間で解決すべき問題であると言える。しかし、現実には、名義株主と失念株主との間のトラブルが発行会社に持ち込まれる危険性もある。更には、権利を喪失した失念株主が、発行会社に対して適切な周知活動を怠っていたとして訴訟を提起することも考えられない訳ではない。
- 発行会社としてはそうした事態への対応方針などについても予め検討しておく必要があるだろう。

³ 例えば、2006 年 8 月 1 日付で新日本製鉄が「所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告」を実施している。

⁴ 詳細については、別稿「株券電子化 Q&A（基礎編）」（2006 年 7 月 26 日付 DIR 制度調査部情報）など参照。

3．発行会社としてのチェック事項

- 以上のことを踏まえて、株券電子化に向けた発行会社としての留意事項をまとめると次のようになるだろう。特に、証券会社などに接点を持たない株主の場合、発行会社が事実上、唯一の窓口となることから、その役割は重要である。

制度の周知と証券保管振替機構への預託促進

- 制度の周知や証券保管振替機構への預託促進には、発行会社の協力が欠かせない。

紛失株券の早期対応

- 株券失効手続が株券電子化への一斉移行日前に完了するように、株券を紛失・滅失した株主に対しては、出来るだけ早く株券失効手続を行うように呼びかける必要がある。

所在不明株主の取扱いの検討

- 多数の所在不明の小口株主や単元未満株主が存在する会社の場合、その対応を検討しておく必要がある。
- 場合によっては、所在不明株主の株式を発行会社が処分できる会社法上の制度を活用することも検討する必要があるだろう。

特別口座に関する情報の周知

- 会社が定款で定める公告方法ではアクセスができない株主も存在し得る。発行会社には、公告以外にも株主（特に「公告」を見逃した株主）に対して適切な対応を行うことが望まれる。

失念株主への社内対応整備

- 株券電子化後も失念株主からの相談が寄せられることを念頭に、体制を整備しておくことが望まれる。
- 加えて、名義株主と失念株主との間のトラブルが発行会社に持ち込まれる危険性もあることから、発行会社としてはそうした事態への対応方針なども検討しておくことが必要であろう。